

2014年度（平成26年度）介護報酬改定について

1 改正の概要

2014年（平成26年）4月1日に予定されている消費税率8%への引上げに伴い、事業所・施設に実質的な負担が生じないように、仕入れなどにかかる消費税対応分について、介護報酬への上乗せが行われます。

上乗せの方法としては、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税の負担が相当程度見込まれる加算についても、上乗せが行われます。

単位数などの具体的な内容については、厚生労働省のホームページなどを確認してください。

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)

> 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会
> 介護給付費分科会 > 第98回社会保障審議会介護給付費分科会資料

2 福祉用具貸与などの取扱い

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、消費税率の引上げに伴い、適正に課税転嫁された価格を設定する必要があります（コスト削減などにより価格を据え置くこともあり得ます。）。

また、福祉用具貸与の利用料を変更する場合は、居宅介護支援事業所などにおいて区分支給限度基準額の給付管理を適正に行えるよう、あらかじめ情報の共有を徹底してください。

なお、消費税の転嫁に関しては、関係省庁からガイドラインなどが示されており、本市介護保険課のホームページにも厚生労働省の通知を掲載しておりますので参考としてください。

3 備考

介護報酬の改定のほか、消費税率の引上げに伴い、食費などの日常生活費を上げる場合においても、利用者などに対して十分に説明を行ってください。

また、利用料の見直しなどに伴い、運営規程に変更があったときは、介護保険法の規定に基づき、10日以内に変更届書を提出してください。